



JSG ニュースレター

財政部が移転価格審査準則の改正条文を公布

無形資産関連の移転価格分析が

2020 年度から適用開始

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

経済協力開発機構（OECD）により公布された「税源浸食と利益移転（BEPS : Base Erosion and Profit Shifting）」行動計画 8-10 への対応として、OECD 移転価格ガイドライン第 6 章に基づき、台湾財政部（MOF : Ministry of Finance）は 2020 年 12 月 28 日付で「営利事業所得税に係る通常の処理に合致しない移転価格審査準則」の一部改正条文を正式に公布しました（以下「改正後条文」という）。本改正は 2020 年申告年度から適用が開始されます。

本改正の主なポイントは、以下のとおりです。

1. 無形資産の定義の拡大

改正後条文の第4条では「無形資産」の定義が広汎に示されています。すなわち無形資産とは商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、非関連者間においては、その運用又は移転によって対価が生じるものと説明されています。また、改正前条文において列挙されていた営業権、著作権、特許権、商標権、事業名称、ブランド名称、デザイン若しくは模型、計画、ノウハウ、営業秘密、又は工業・商業若しくは科学上の実験データ若しくは専門知識、各種特別許可権、販売網、取引先資料及びその他財産価値を有する権利は、そのまま残されています。

2. 独立企業間取引の比較についての緩和

改正後条文の第7条では、高度な比較可能性を有する独立企業間取引及び独立企業間取引を行う非関連者の要件が緩和され、関連者間取引の単一の最も信頼できる通常取引結果として決定することができるようになりました。

3. 無形資産に係る移転価格分析の比較可能性原則

改正後条文の第8条では、実質的な経済関係及び果たす機能・負担するリスクが無形資産の比較可能性分析の基礎だとしています。改正前条文で規定されていた取引形態（使用許諾又は譲渡）、資産タイプのほか、無形資産価格又は利益に影響を与える、移転条件（排他性及び使用許諾の地理的範囲等）、開発段階、更新、改定及び修正する権利を有しているか否か、独自性及びその維持期間（法的保護の範囲とその期間）、経済的便益をもたらす年数（使用又は有効期間等）等の要素を勘案するよう規定しています。

このほか、改正後条文の第8条の1では、関連者間における無形資産取引の分析の枠組みを規定しており、比較可能性分析を行う場合、経済上の重大なリスクを明確に識別する等、6つの重要なプロセスを設定しています。

4. 無形資産の利益配分の原則が通常取引に合致するか否か

改正後条文の第9条の2では、営利事業及び徴税機関は、無形資産取引の利益配分が通常取引に合致するか否かの評価においては、無形資産の開発、改良、維持、保護、活用等の経済活動について、

第 8 条及び第 8 条の 1 の規定により比較可能性分析を行い、特に前述の経済活動において果たす機能、使用する資産、負担するリスクといった貢献度を勘案し、通常取引結果を決定しなければならないとしています。

無形資産取引を評価する時には、特に勘案すべきリスクは、開発リスク、製品が陳腐化するリスク、権利侵害リスク、製造物責任リスク、使用リスクです。

5. 通常取引方法の追加

改正後条文の第 11 条では、無形資産の通常取引方法の一つとしてインカム・アプローチが増設されました。インカム・アプローチは、無形資産が将来に生み出す期待キャッシュ・フローを割引現在価値まで割り引き当該無形資産の価値を計算するものです。また、改正後条文には会計研究発展基金会の評価準則公報第 7 号「無形資産の評価」で規定するインカム・アプローチに基づく必要がある点が明記されており、また当該公報に追加された改正後条文第 19 条の 1 に規定するインカム・アプローチ法の適用性を評価する際に特に考慮すべき仮定条件を参照する必要がある点が明記されています。

6. 移転価格審査調整案件のペナルティーの改正及び基準の引き下げ

改正後条文の第 34 条では、関連申告書及び移転価格証拠文書において開示しなかった関連者取引について、徴税機関による調整を経た後に増加した所得額が営利事業の査定決定年度所得額の 5%以上に達すると共に、審査決定年度営業収入純額の 15%に達する場合、所得税法 110 条規定により処分が科されるとしています。

 Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitteならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織(“Deloitte ネットワーク”)は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

財政部公布「營利事業所得稅不合常規移轉訂價查核準則」修正條文，引進無形資產相關移轉訂價分析，自 109 年度開始適用

針對經濟合作與發展組織 (OECD) 頒布的 BEPS 行動 8-10，依據 OECD 轉讓定價準則第 6 章，台灣財政部 (MOF) 於今年(109 年) 12 月 28 日正式公布修正「營利事業所得稅不合常規移轉訂價查核準則」部分條文(以下簡稱修正條文)，自 109 年度申報年度開始適用。修正條文主要更新如下：

1. 對無形資產給予廣泛性定義

修正條文第 4 條給予「無形資產」廣泛性定義，說明無形資產為可被擁有或控制使用於商業活動，且如於非關係人間運用或移轉該項資產將獲得相對報酬。另保留原條文舉例之營業權、著作權、專利權、商標權、事業名稱、品牌名稱、設計或模型、計畫、秘密方法、營業秘密，又有關工業、商業或科學經驗之資訊或專門知識、各種特許權利、行銷網路、客戶資料及其他具有財產價值之權利。

2. 放寬可比較未受控交易

修正條文第 7 條放寬具有高度可比較程度之外部可比較未受控交易及進行未受控交易之非關係人，可據以決定受控交易單一最可信賴之常規交易結果。

3. 無形資產移轉訂價分析之可比較原則

修正條文第 8 條提出，經濟實質以及承擔的功能和風險是無形資產可比性分析的基礎。除了原條文規範之交易型態（例如授權或轉讓）、資產類型外，修正條文進一步考慮以下影響無形資產價格或利潤的因素，包括移轉條件(如排他性及授權地理範圍)、發展階段、是否擁有更新、修改及修正之權利、獨特性及其維持獨特性之期間(如法律保護範圍及期間)、贖餘經濟效益年限(如使用或有效年限)。

此外，修正條文第 8 條之 1 提出分析關係企業間涉及無形資產的交易的框架，進行可比較程度分析時，應採取明確辨認經濟上顯著風險等六個重要步驟。

4. 無形資產利益分配原則及是否符合常規

修正條文第 9 條之 2 提出，營利事業與稽徵機關評估無形資產交易之利潤分配是否符合常規，應就無形資產之開發、提升、維護、保護、利用等經濟活動，依第 8 條及第 8 條之 1 規定進行可比較程度分析，尤應考量於前開經濟活動中執行之功能、使用之資產、承擔之風險之貢獻程度，並依可比較程度分析決定常規交易結果。

評估無形資產交易時，應特別考量發展風險、產品過時風險、侵權風險、產品責任風險及使用風險。

5. 新增常規交易方法

修正條文第 11 條增訂收益法作為無形資產之常規交易方法之一，收益法即按照無形資產估計未來產生之現金流量折現後計算無形資產價值，而修正案中明訂須按會計研究發展基金會之評價準則公報第七號「無形資產之評價」規定之收益法，並參照該公報增訂修正條文第 19 條之一，規定評估收益法評價方法之適用性時應特別考量規定之假設條件。

6. 修正移轉訂價查核調整案件之裁罰樣態及門檻調降

修正條文第 34 條修訂未於相關申報書表及移轉訂價文據揭露之受控交易，若經稽徵機關調整達營利事業核定全年所得額百分之五，且達其核定全年營業收入淨額千分之十五，應依所得稅法 110 條規定處罰。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利